

(平成21年8月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 2件

厚生年金関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2件

厚生年金関係 2件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格取得日に係る記録を昭和34年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和10年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和34年4月1日から同年5月1日まで

私は、A株式会社(本社)に昭和30年10月7日に入社し、34年4月1日に同社B支店に異動し、43年10月31日まで継続して勤務した。同社(本社)から同社B支店への転勤に伴い、34年4月1日で資格喪失し、同年5月1日で再資格取得しているが、被保険者期間に1か月の未加入期間があることに納得がいかないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録から、申立人がA株式会社に継続して勤務し(昭和34年4月1日にA株式会社(本社)から同社B支店に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和34年4月の社会保険事務所の記録から1万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、保険料を納付したか否かについては不明としているが、同一時期にA株式会社(本社)から同社B支店に異動した者(申立人を含む3名)に同様に期間の欠落があり、社会保険事務所が誤ってすべて同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、当該社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和

34 年 4 月分の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立期間①について、申立人の株式会社Aに係る被保険者記録は、資格取得日が平成元年10月21日、資格喪失日が11年3月16日とされ、当該期間のうち、元年10月21日から2年4月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とされない期間と記録されているが、申立人は、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の株式会社Aにおける資格取得日を元年10月21日とし、申立期間①の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②について、申立人の株式会社Aに係る標準報酬月額は、34万円と記録され、当該期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、申立人が主張する標準報酬月額（34万円）に基づく年金額は給付されないこととなっているが、申立人は、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額（34万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間②の標準報酬月額を34万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間②の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成元年10月21日から2年4月1日まで
② 平成5年10月1日から6年10月1日まで

私は、ねんきん特別便を見て、株式会社Aに係る厚生年金保険の被保険者の資格取得日が平成2年4月1日からとなっていることを初めて知った。

社会保険事務所に話を聞きに行ったところ、既に株式会社Aからの届出により、資格取得日が平成2年4月1日から元年10月21日に訂正されているものの、消滅時効により年金給付に反映されていない旨の説明を受けたが、入社（平成元年10月21日）した当初から厚生年金保険料が給与から控除されていたので年金給付に反映させてほしい（申立期間①）。

また、同事務所から説明を受けた際、平成5年10月1日から6年10月1日までの標準報酬月額についても、株式会社Aにより訂正届が出されているものの、消滅時効により年金給付に反映されず訂正前の低い額で計算した給付となっている旨の説明を受けた。同社が誤りを認め訂正したのであるから訂正届の内容に間違いなく、当時、私の給与から訂正された標準報酬月額に相当する保険料が控除されていたはずであるので年金給付額に反映させてほしい（申立期間②）。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出されたB厚生年金基金及び適格退職年金契約による一時金給付の退職所得の源泉徴収票において、申立人が株式会社Aに平成元年10月21日に入社し、11年3月15日に退職するまで継続して勤務していたことが確認できる。

申立期間①については、株式会社Aが提出した給与台帳により、申立人が申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間①の標準報酬月額については、株式会社Aが提出した申立人の給与台帳及びC健康保険組合が提出した健康保険の標準報酬月額から、19万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成15年1月30日に、事業主が平成元年当時に事務手続を誤ったとして、訂正の届出を行ったものであることから、社会保険事務所は、申立人に係る元年10月から2年3月分までの保険料の納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間①の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

申立期間②については、本申立てに先立ち、申立人が勤務していた株式会社Aが、社会保険事務所に対して厚生年金保険被保険者資格記録事項訂

正届を提出し、社会保険事務所において、申立人の申立期間②に係る標準報酬月額を 32 万円から 34 万円に訂正しているが、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険料を徴収する権利が時効によって消滅していることから、記録上、標準報酬月額の変更は行われたものの、申立人が主張する標準報酬月額（34 万円）に基づく年金額は給付されないこととなっている。

また、C健康保険組合が提出した被保険者台帳から、申立期間②において、申立人の主張する標準報酬月額（34 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後の平成 15 年 1 月 30 日に事業主が平成 5 年当時に事務手続を誤ったとして、訂正の届出を行ったものであることから、社会保険事務所は、申立人に係る 5 年 10 月から 6 年 9 月分までの納入の告知を行っておらず、事業主は、申立期間②に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

福井厚生年金 事案 164

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 1 月から同年 5 月まで

私は、申立期間について、A株式会社B支店において勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が無いため平成 20 年 1 月 4 日に年金記録確認の申立てを行ったところ、同年 5 月 27 日付けで記録訂正不要の通知を受けた。

私は、今回、当時の同僚の名前を思い出した。私が厚生年金保険に加入していたことは、同氏に聞いてもらえれば分かると思うので、再調査し記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人が当該事業所に勤務していた可能性はあるが、申立人が厚生年金保険の加入要件を満たしている社員として勤務していた人事記録等の資料が確認できないほか、当該事業所における雇用保険の加入記録も確認できない上、申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無いなどとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 5 月 27 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、保険料控除を示す情報として新たに申立期間当時の同僚の名前を提供したが、当該事業所における健康保険厚生年金保険被保険者名簿を調査したところ、複数の同姓の同僚が確認できたが、いずれの同僚も「申立人を知らない。」又は「覚えていない。」と供述しており、申立てに係る事実を確認することができなかった。

また、申立人は、「申立期間当時、私は社員ではなく、常用（常勤並

み)であったと記憶している。」旨新たに供述している。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 4 月 1 日から 34 年 3 月 25 日まで
60 歳になり社会保険事務所で老齢給付裁定請求をしたときに、申立期間について厚生年金保険に加入していないことが分かった。

私は、高校卒業直後の昭和 32 年 4 月 1 日に株式会社 A（現在は、B 株式会社）に入社して、社内雑事、社外での集金及び原稿集めに従事し、34 年 10 月に同社を退職するまで継続して勤務していた。

申立期間当時、同社の従業員は、パートやアルバイトではなく社員であったので、私は、入社当初から厚生年金保険に加入していたと思う。

私の厚生年金保険被保険者の資格取得日が昭和 34 年 3 月 25 日となっていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の記録をみると、申立期間の直後に株式会社 A における申立人の厚生年金保険被保険者の加入記録が確認できることから、申立人が申立期間において当該事業所に勤務していた可能性を否定することはできない。

しかし、申立人が申立期間の当初から同社に勤務していた事実を確認できる資料は無く、また、申立人が卒業した高等学校においても、申立人の卒業後の就職先に係る記録も見当たらなかった。

また、社会保険事務所が管理する健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立期間中の昭和 32 年 10 月 25 日まで当該事業所で勤務していた同僚は、「申立人が同社に勤務していたことを覚えていない。私が退職する際には他の者に業務を引き継いだ。」と供述しており、他の同僚は

「申立人を覚えているが、いつから社員として勤務していたか覚えていない。」と供述していることから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の適用について確認することができなかった。

さらに、B株式会社の事業主は、「申立てに係る事実を確認できる関連資料を既に廃棄しており、申立期間当時の状況が分からない。」と回答している。

加えて、申立期間について、前述の被保険者名簿を確認しても申立人の記録は無い上、健康保険の整理番号に欠番もみられないほか、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが該当する記録も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。